

国際連合

未定稿

配布：一般
2018年6月6日

原文：英語

強制失踪委員会

強制失踪条約第29条1に基づく日本政府報告書に関する質問票（LOI）

I. 一般

1 本報告書の準備過程、特に、本報告書が被害者家族会や強制失踪問題を扱う人権擁護者、NGO等と幅広く有意義な協議を行ったことに恩恵を受けたものであるか否かにつき、情報提供願いたい。

2 政府報告書パラ165にも記載があるが、本委員会が個人通報を受理し検討する権限について言及された本条約第31条に対する宣言を行うため、日本政府がどのような具体的な手順をとることを意図しているかについて、ご教示願いたい。

3 人権の保護・促進に関する国内機構の地位に関するパリ原則に基づいた国内人権機構の設立につき、進展をご教示願いたい。

4 国内の裁判所や行政当局が本条約の規定を直接適用することが可能か否かについてご教示願いたい。本条約の規定が引き合いに出された法理が存在する場合は、その例をご教示願いたい。

5 強制失踪、すなわち、本条約第2条に定義された強制失踪を構成する3つ全ての構成条件からなる犯行によって、締約国の管理下において失踪した者の数を、性別・年齢・国籍ごとに最新の統計データとして提供願いたい。この点において、今もなお失踪している、いわゆる「慰安婦」の数についても国籍ごとに提示するとともに、本件に関する申立てが締約国に対し提出されているか否かにつき明確にされたい。（第1条、第2条、第12条）

II. 強制失踪の定義と犯罪化（第1条～第7条）

6 政府報告書パラ 1 4 及び 1 5 に関し、「戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定その他公の緊急事態」において、強制失踪の対象とはされない権利についての特例が存在しないことを保障する、既存の法的措置及び行政措置について説明願いたい。現在、緊急事態に関する規定といった、憲法案の文脈で議論されているいかなる改正も、本条約第 1 条との齟齬が生じないことを確保するために、日本政府がとった措置について情報提供願いたい。(第 1 条)

7 日本政府は、強制失踪を、本条約第 2 条にある強制失踪を構成する 3 つ全ての構成要素からなる「自律犯罪 (autonomous crime)」として定義することを意図しているか否かにつき、情報提供願いたい。政府報告書パラ 1 6, 1 7, 2 0 及び 2 2 に関し、強制失踪が独立した存在となっていない場合、本条約第 2 条に定義された強制失踪の事例を扱うための国内法の規定について、追加で情報提供願いたい。(第 2 条, 第 3 条, 第 4 条, 第 1 2 条)

8 「自由のはく奪の認知の拒否」や「失踪者の消息若しくは所在の隠蔽」がどのように国内法令において罰せられるか、ご教示願いたい。強制失踪にあたる行為に対して刑法で科され得る最高及び最低の刑罰についてもご教示願いたい。また、最高及び最低の刑罰に関して、それらを減輕又は加重する情状についてもご教示願いたい。(第 7 条)

9 国の許可、支援若しくは黙認を得ることなく個人若しくは集団により行われた本条約第 2 条に定義された行為に関し、告訴がなされているか否かにつきご教示願いたい。仮に告訴があった場合、実行された訴訟手続と有罪判決、及びそれらについて責任を有する者に科された処罰の内容を含む調査のデータ (内訳) と調査結果を提供願いたい。(第 3 条, 第 1 2 条)

1 0 政府報告書パラ 2 1 及び 2 2 に関し、広範又は組織的な強制失踪の実行は、人道に対する犯罪を構成すると国内法において法文化されているか否かにつき、ご教示願いたい。仮にそうである場合は、最高及び最低の刑罰と公訴時効にかからないこと (imprescriptibility) を含む、国内法における措置の結末についてもご教示願いたい。広範で組織的な強制失踪の行為が、どのように「悪質な態様として量刑上不利に斟酌されることとなる」のかにつき、説明願いたい。(第 5 条, 第 7 条, 第 8 条)

1 1 政府報告書パラ 2 3 に留意するとともに、刑法第 6 0 条～第 6 2 条がどのように本条約第 6 条 1 (a) に規定された全ての行為に対処しているかにつき

説明願いたい。本条約第6条1(b)にある上官の刑事上の責任につき、国内法に明示的に組み入れるよう措置を講じたか否かについてもご教示願いたい。また、軍事当局を含む上官による命令による強制失踪を正当化することを国内法で禁止しているか否か、加えて、刑事弁護における「上司の命令への服従」の概念が、本件禁止の実効的な実施に影響を及ぼしているか否かにつき情報提供願いたい。さらに、強制失踪を命じ、許可し、又は奨励する命令や指示に従うことを拒否した者は処罰されないことを、国内法で保障しているか否か、また、上司からの罪を犯す指令に背くことで生じる懲戒処分を受けた部下に対し与えられる救済措置について、情報提供願いたい。(第6条, 第23条)

III. 訴訟手続きと刑事司法協力 (第8条～第15条)

12 政府報告書パラ25に関し、強制失踪に関する出訴期限(公訴時効)につき、日本の刑法上、3～10年の出訴期間は、「この犯罪の極度の重大性と均衡のとれたものである」(本条約第8条1(a))となぜ言えるのか、追加で情報提供願いたい。政府報告書パラ28に関し、日本政府は、実効的な救済措置への権利を求める強制失踪の被害者による刑事、民事又は行政措置には出訴期限が適用されない旨をどのように保障しているのか、説明願いたい。事例がある場合はご教示願いたい。(第8条)

13. 政府報告書パラ29, 30及び34～36に留意するとともに、本条約第9条1(b)及び(c)に関し、想定し得る強制失踪犯罪について、国家による裁判権の行使をどのように国内法で担保しているのか、また、(b)や(c)が適用された事例について説明願いたい。加えて、条約が存在しない場合を含め、本条約第9条2に関し、想定し得る事例において裁判権を確立する法的枠組みについて明確にされたい。本条約第9条2の事例において起訴や有罪判決に関して当局が適用した証拠の基準について、また、それらの基準が、海外において強制失踪の罪を犯した容疑者が自国民又は外国籍である場合も含め、本条約第9条1の事例に同等に適用されることを確保するための措置について情報提供願いたい。軍事当局は強制失踪の罪に問われている者を国内法に基づき調査又は起訴する資格を有するか否かについても、ご教示願いたい。その場合、適用される法令について情報提供願いたい。(第9条, 第11条)

14 政府報告書パラ31～33に留意するとともに、以下についてご教示願いたい。(第10条)

- (a) 容疑者が当局からの出廷の要求に背いた場合に容疑者の出廷を確保するための手続を明確にされたい。

- (b) 本条約第10条1の措置をすでに日本政府がとったとした場合における、事実を認定するための予備調査又は捜査を遂行するにあたっての既存の法的措置、行政措置、又は司法措置に関する情報を提供されたい。
- (c) 拘留中の容疑者に対し裁判権を有する可能性のある他国に対し、拘留の状況や同国が裁判権を行使する意図があるかにつき連絡するための国内法的措置に関する情報を提供されたい。

15 政府報告書パラ38に関し、「行方不明者発見活動に関する規則第6条」が、失踪者との関係に関わらず、ある者が強制失踪の申し立てを権限のある当局に報告する権利を有することを確保する本条約第12条1に則していると言える理由を説明願いたい。申し立てられた強制失踪の事例を捜査する責任を持つ当局が、それら事例の捜査を開始し実行するよう訓練を受けているのか否かについてもご教示願いたい。また、(a) 当局の予算や人的資源、(b) 当局が失踪した者が存在することを信じるに値する根拠がある際に、拘留の現場へのアクセス制限の対象となり得るか否か、(c) 職務上の機密情報やそれらの情報が国家利益を害する可能性がある場合も含め、当局が捜査に関する全ての文書やその他関連する情報へのアクセスがあるか否か、について情報提供願いたい。(第12条)

16 政府報告書パラ38～43に留意するとともに、強制失踪の疑いのある事案につき、正式な申立てがなされていない場合も含め、迅速かつ公平で効果的な調査を実施するためにとられる全ての措置について、追加で情報提供願いたい。文民であるか軍人であるかを問わず、一人又はそれ以上の法執行機関や治安部隊の構成員が加害者側に関与している強制失踪事案に関する調査からそれらを排除するためのメカニズムが備わっているか否かについて、ご教示願いたい。所管当局が事案の捜査を拒んだ場合の告訴人が利用可能な不服申立てのメカニズムについて、また、告訴人、その代理人、証人、及びその他捜査、起訴、裁判に関与する者、あるいは自由をはく奪された者に関する情報提供を要請する者を不当な取扱い、脅迫、又は制裁から保護することを確保するためのメカニズムについても情報提供願いたい。(第12条、第18条、第20条、第22条)

17 起訴された強制失踪事案の件数につき、犯罪の種類、年齢、性別、国籍別に情報提供願いたい。また、被害者の消息が確認されたか否かを含め、調査結果、責任のある者に対して科された制裁、リハビリテーションを含む被害者に対する賠償について情報提供願いたい。(第1条、第2条、第12条、第24条)

18 政府報告書パラ46及び47に留意するとともに、本条約の非締約国との間のものも含め、司法上の相互援助に関する条約及びその他の法規定について追加で情報提供願いたい。また、相互援助が日本から請求されたものも含め、強制失踪に関する実施例について、その請求の結果も併せてご教示願いたい。本条約第14条及び第15条の規定する司法援助・協力における請求に適用され得る国内法令において、制限や条件があるか否かについてもご教示願いたい。

(第14条, 第15条)

IV. 強制失踪を防止するための措置 (第16条～第23条)

19 政府報告書パラ48～56に留意するとともに、追放, 送還, 又は犯罪人引渡しに関して、以下の事項につきご教示願いたい。

- (a) 強制失踪を「自律犯罪 (autonomous crime)」としていない場合において、全ての締約国との間に存在する全ての犯罪人引渡条約において強制失踪を引渡犯罪とすることをどのように国内法で担保しているのかにつき明確にされたい。また、強制失踪を引渡犯罪に明確に含む日本と本条約の他のすべての締約国との間の犯罪人引渡条約について情報提供願いたい。犯罪人引渡条約が存在しない場合、犯罪人引渡しの請求を行った他の締約国が日本からの請求を承諾する保証がない場合も含め、どのように犯罪人引渡しの根拠として本条約が利用されるのかについて説明願いたい。強制失踪の事案につき、締約国が犯罪人引渡しを許可した例及び拒否した例につき、ご教示願いたい。(第13条)
- (b) 追放, 送還, 又は犯罪人引渡を決定する当局について、追加の情報提供を願いたい。また、ある者が、強制失踪又は生命や個人の完全性に対する他の形態の重大な侵害の対象とされるリスクについて評価・確認するために、追放, 送還又は犯罪人引渡しの手続き前に適用されるメカニズムや基準について追加で情報提供願いたい。さらに、ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足りる理由がある場合に、外交上の保証を受け入れているか否かについてもご教示願いたい。(第13条, 第16条)
- (c) 国内法令, 犯罪人引渡条約, 又は強制失踪犯罪に関する第三国との間の協定において存在する犯罪人引渡しに対する障害を取り除くことを予定しているか否かについてご教示願いたい。強制失踪事案に関する犯罪人引渡請求が、強制失踪が政治犯罪, 政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動

機による犯罪であることを理由に拒否されないよう確保する措置が備わっているか否かについてご教示願いたい。(第13条, 第14条)

- (d) 政府報告書パラ56に関し, 外国人の追放, 送還又は犯罪人引渡しに携わる職員が受講する, 人権と強制失踪に関する研修について, 追加で情報提供願いたい。(第16条, 第23条)

20 拘禁及び自由をはく奪された者が拘禁されている場所へのアクセスに関し, 以下の事項につきご教示願いたい。

- (a) 秘密拘禁を禁止する国内法令について情報提供願いたい。また, 日本においてどのような場所が自由をはく奪された者が拘禁される場所と考えられているのかにつき, ご教示願いたい。(第17条)
- (b) 政府報告書パラ61, 64, 69, 80, 81, 及び92に留意しつつ, 自由をはく奪された者が, 自由をはく奪されたその時点から, どの拘禁施設であるかにかかわらず, 弁護士, 家族, その他自己が選択した者と連絡を取り, その訪問を受ける権利, それらの者が, 当該人物が拘禁されている事実及びその拘禁場所を知らされる権利, また, 自由をはく奪された者が外国人の場合は, 国籍国の領事当局と連絡をとる権利を保障するための関連する国内法令について, 追加で情報提供願いたい。また, 本条約第17条2(d)との整合性の観点から, これら権利に適用され得る条件や制限があれば情報提供願いたい。この観点から, 面会における時間制限を含め, 自由をはく奪された者と弁護士との面会に時間制限があるか否かご教示願いたい。これら権利の履行が不十分であることに対する苦情申立てや訴え出がなされたか否か, また, その場合に遂行された手続き及び制裁を含めた結果についてもご教示願いたい。(第17条)
- (c) 自由をはく奪された者とその弁護士以外の者を含む正当な理由を有する全ての者が, 医療機関や入国者収容所を含め, 自由をはく奪された場所がどこであるかにかかわらず, 強制失踪の疑いのある事案につき訴訟を起こすことができる旨保障する法令について情報提供願いたい。この権利に関する遅延や障壁に対して, 国内法で想定される制裁について情報提供願いたい。(第17条, 第22条)
- (d) 政府報告書パラ75～78に記載されている登録簿や記録には, 医療施

設、婦人補導院や入国者収容所を含む、全ての拘禁施設における自由をはく奪された者に関する情報、また、本条約第17条3に記載された全ての事項に関する情報が含まれているか否かについて明確にされたい。また、自由をはく奪された者の登録や記録が含まなければならない情報についての関連法令についてもご教示願いたい。さらに、自由をはく奪された者に関する全ての記録が完全なものであり、速やかに更新され監視されたものであることを確保する措置について情報提供願いたい。(第17条)

- (e) 政府報告書パラ66, 71～74, 94及び95の関連部分に記載された拘禁施設の監査に関して、法律の関連条文を追加で情報提供願いたい。また、入国管理施設への実地訪問を含む、全ての拘禁施設を監査するための他の独立組織又は行政メカニズムについて情報提供願いたい。政府報告書パラ71, 73及び94に言及されている、実地監査を実施するためのメカニズムを担当する当局、並びに政府報告書パラ66, 72, 74及び94に記載された視察委員会の役割と責任について明確にされたい。また、全ての関連する当局から出された勧告を実施するためのプロセスについて追加で情報提供願いたい。加えて、それらメカニズムの独立性と全ての拘禁施設への無制限のアクセスを保障するための措置について情報提供願いたい。さらに、この目的のもとに、拘禁施設の監査を担当する職員の実地訓練及び拘禁施設ごとの年間監査件数についても情報提供願いたい。(第17条, 第23条)
- (f) 政府報告書パラ118, 120～122, 124及び125に留意しつつ、全ての拘禁施設からの釈放に関する検証を確保するための法令と慣例、並びに釈放の監査を担当する当局について追加で情報提供願いたい。(第17条, 第21条)
- (g) 政府報告書パラ127～131に留意しつつ、本条約第22条(b)及び(c)の行為について、上述した政府報告書パラに記載されている法令がどのように完全に対応しているのかにつき、追加で情報提供願いたい。特に、刑法第156条及び第193条が、自由をはく奪を記録しないこと、自由をはく奪に関する情報の提供を拒否すること又は不正確な情報を提供することを規制しているか、説明願いたい。(第22条)

21 政府報告書パラ96～99及び108～113に関し、自由をはく奪された場所のいかにかわらず、拘禁の根拠の開示を除く、本条約第18条(1)

に掲げられた全ての情報へアクセスする権利を正当な利益を有する者に保障する措置、及び、当該情報の入手に係る実効的な法的救済に対する遅延や妨害を防止し、又は制裁を科す措置につき、追加で情報提供願いたい。政府報告書パラ 98 に記載のある、「被収容者の個人情報」に関し、その関連法令及び内容について、また、それら情報が本条約第 18 条 1 の全ての要素を満たすものか否かについて情報提供願いたい。政府報告書パラ 110 及び 111 に留意しつつ、当該情報の開示の拒否に対する不服申立ての方法につき、適用される法令の関連部分、申立て先の当局、申立ての期限を含め、追加で情報提供願いたい。また、政府報告書パラ 109 に記載された内容及び同パラ 99 に記載された法令や規則を含め、開示要求に対応する際に、本件権利の行使が国内法令により制限される場合は情報提供願いたい。この観点から、締約国がこれら制限を抑制するために何らかの措置をとっているか否かについてご教示願いたい。(第 18 条, 第 20 条, 第 22 条)

22 政府報告書パラ 102～107, 147 及び 148 に関し、失踪者が死亡した場合の遺留品の特定、及び失踪者の捜索の目的とした、失踪者及びその親類の個人情報（医療上及び遺伝上の情報を含む。）の収集、処理、利用及び保管に係る国内法令と手続について追加で情報提供願いたい。これに関連し、この目的のために遺伝上の情報のデータベースが存在するか否かについても明確にされたい。被害者の居場所を特定するためのメカニズムや、被害者が死亡している場合はその遺骸の場所を特定し、親類のもとに返還するためのメカニズムについて情報提供願いたい。(第 19 条, 第 24 条)

23 政府報告書パラ 132～139 に留意しつつ、当該パラに記載のある研修の内容や頻度、研修を受けた職員の数について追加で情報提供願いたい。また、締約国が、「自由をはく奪された者の身体の拘束又は取扱いに関与する法執行の職員（文民であるか軍人であるかを問わない。）、医療職員、公務員その他の者に対する訓練」について規定した本条約第 23 条に基づき、同条を念頭に置いた研修を実施しているか、又は実施する予定があるか否かについても情報提供願いたい。(第 23 条)

V. 賠償及び強制失踪からの児童の保護に関する措置（第 24 条, 第 25 条）

24 国内法令における「被害者等」の定義は「被害者だけでなく、被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合における配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹を含む」とされているが、それがどのように本条約第 24 条（1）に記載のある「被害者」の定義、即ち「失踪者及び強制失踪の直接の結

果として被害を受けた個人」と一致するかご教示願いたい。強制失踪の被害者が、「被害者」として認識されるためには刑事訴訟を起こす必要があるか否かについても明確にされたい。政府報告書パラ142, 143, 及び149に関し, 本条約第2条に定義された強制失踪の被害者に対して賠償を行うために適用される法令について明確にされたい。被害者が死亡していない場合も含め, 強制失踪の被害者に対し, 国家から提供される賠償の種類について情報提供願いたい。また, 賠償へのアクセスが刑宣告の有無に影響されるか否かも示しつつ, 受け取りまでのタイムラインも含め, 賠償を受け取る際の詳細な手続についてご教示願いたい。さらに, 強制失踪の状況に関する真実や失踪者の消息を知る権利を確保するためのメカニズム確立に関する手続の存在の有無及びその方法, また, それらメカニズムが, 調査の進展及び結果並びにそれらへの関与に関し, どのように被害者の権利を確保するかについて情報提供願いたい。(第24条)

25 政府報告書パラ144及び146に関し, ある者の失踪の宣言をするためには, 個人の生死が消息が1年又は7年間不明であることが必要であるか否か(注: 国内法令では, 沈没した船舶の中に在った場合等は一年間, その他の場合は七年間生死が明らかでなければいけないときに, 家庭裁判所は, 失踪の宣言をすることができる)とされている), また, この不在期間の短縮の可否, さらに, 失踪宣言を行ってから不在者が死亡したと認定されるまでに必要とされる期間について, ご教示願いたい。失踪の宣告又は死亡宣告がなされた前後につき, 消息が定かでない失踪者及びその親類の法的状況について, 社会保障, 金銭面, 家族法, 及び財産権の観点から情報提供願いたい。また, 失踪者の不在認定及び死亡宣告が, 失踪者の消息が判明するまで強制失踪に関する捜査を継続するという国家の義務に影響を及ぼすか否かについてもご教示願いたい。強制失踪に関連する組織及び団体を設立し, これに参加する被害者の権利を保障するための既存の法令及び行政手続について情報提供願いたい。(第24条)

26 政府報告書パラ150に関し, 本条約第25条(a)に関する行為に適用される刑法の関連規定とともに, 当該行為及び本条約第25条(b)に関する行為に科される最高と最低の刑罰についてご教示願いたい。科された刑罰も含め, 当該事案に関する統計データを性別, 年齢, 及び国籍別に提供願いたい。政府報告書パラ152に関し, 失踪した児童の捜索と特定に関する既存のメカニズム及び関連する法規定, 担当当局, 及びDNAデータベースの有無を含め, 当該児童を親元に返還するための手続について追加で情報提供願いたい。政府報告書パラ154に関し, 強制失踪行為に基づく養子縁組を見直し, 必要な場合無効とする手続について, また, 失踪した児童が本来の身元を再構築する権利を保障する

手続について、追加で情報提供願いたい。強制失踪行為に基づく養子縁組の無効に時間的制限があればご教示願いたい。(第25条)